

◆発注関係事務に関する『地域独自指標』（工事）

必ず実施すべき事項										実施に努める事項																											
①予定価格の適正な設定		③予定価格の原則事後公表		④施工時期の平準化	⑤適正な工期設定	⑥適正な設計変更	①ICTを活用した生産性向上		②工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用		③見積りの活用	④余裕期間制度の活用		⑤受注者との情報共有、協議の迅速化				⑥発注見通しの統合・公表																			
指標項目	最新の前算基準の適用	最新の前算基準の適用 (年度途中に改訂があった場合は見直す)	②歩切り根拠 (全ての工事 で歩切りなし)		事後公表としている、または、事前公表の場合でも、適否について十分検討し、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱っている	発注関連し情報の共有化 (他部署発注見直し情報へのHPリンク)	施工に必要な日数の設定 (事前・後片付け・雨天・休日等不稼働日等の考慮)	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更 (精算変更(請負代金額や工期の適切変更)の実施)	設計図書に「設計変更ガイドライン」等の明示を行い、施工条件の変化率に応じた適切な設計変更が行えるようになっている		ICT活用工事の発注基準等を定め、ICT活用工事を発注している		総合評価落札方式の実施基準等を定め、総合評価落札方式を導入している		工事成績評定の基準等を作成し、工事成績評定に取り組んでいる		不調・不満等の場合の見積り活用方式の導入	実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度を活用している		ワンダーレスポンスを実施している	設計変更審査会を実施している		三者会議を実施している		中長期的な工事の発注見通しとして、各事業の進捗状況を公表している												
	状況	達成	達成	達成	継続		達成	達成	達成	継続		新規		継続		継続		達成	継続		継続	継続	継続	継続	新規 (四国地盤のみ)												
評価の仕方	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況		備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)	実施状況	備考 (補足説明等)										
	※事後公表以外の場合は「事前公表」、「総合評価方式は事後公表としている」など状況が分かるよう記載		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※口の場合、実績年度を記載 例：○年度実施		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど		※実施している項目を記載 例：ICT土工、3Dレーザースキャナなど										
	×： 未公表		△： 公表しているが弊害が生じている		◎： 実施している		×： 明示していない		◎： 明示している		△： 発注基準は定めているが、未発注		◎： 発注基準を定め、ICT活用工事を発注している		×： 基準を定めていない		△： 基準は定めているが、対象工事がない		◎： 基準を定め、対象となる工事があれば導入している		×： 基準は定めておらず、工事成績評定も導入していない		△： 基準は定めているが、工事成績評定は導入していない		◎： 基準を定め、工事成績評定も導入している		×： 未実施		△： 試行工事を実施		◎： 対象工事で制度を活用している		×： 未実施		△： 今後実施予定		◎： 実施済み
R6年度までの目標	全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		全機関：◎		対象機関：◎												
備考	※なお、適切な技術力や経営力を持った建設業者が適切に発注できる環境をつくるためにも、予定価格の事後公表の検討も行う。		R4実績値 ◆100%		※各自治体ごとの「設計変更ガイドライン」を策定するよう努める。		R4実績値 ◆82.3%		※発注方式は「発注者指定型」、「受注者希望型」どちらでも良い。 ※備考欄には実施した項目を記載。		R4実績値 ◆8.0%		R4実績値 ◆70.8%		R4実績値 ◆71.7%		R4実績値 ◆32.7%		R4実績値 ◆85.8%		R4実績値 ◆-		R4実績値 ◆-		R4実績値 ◆-												

※達成項目については、引き続き継続して取り組んで行くこと。

指標項目	必ず実施すべき事項										実施に努める事項									
	①予定価格の適正な設定		③予定価格の原則事後公表	④施工時期の平準化	⑤適正な工期設定	⑥適正な設計変更	⑦適正な設計変更	①ICTを活用した生産性向上		②工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用		③見積りの活用	④余裕期間制度の活用		⑤受注者との情報共有、協議の迅速化			⑥発注見通しの統合・公表		
	最新見積単価等の適用(年度途中に改訂があった場合は見直し)	②決切り根拠(全ての工事で決切りなし)						ICT活用工事実施要領を策定し、ICT活用工事を施工中	総合評価落札方式の実施基準等を定め、総合評価落札方式を導入している	工事成績評定の基準等を作成し、工事成績評定に取り組んでいる	不問・不測等の場合の見積り活用方式の導入		実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度を活用している	ワンデレレスポンスを実施している	設計変更審査会を実施している	三者会議を実施している	中長期的な工事の発注見通しとして、各事業の進捗状況を公表している			
愛媛県			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎	ICT活用工事実施要領を策定し、ICT活用工事を施工中	◎	◎		◎	試行工事を実施	◎	◎	◎	設計変更の妥当性等について受注者と協議する場を必要に応じて設けている	◎		
松山市			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎	建設現場における遠隔臨場に関する試行要領を策定し、発注している。	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎		
今治市			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎	今治市工事請負契約に係る設計変更ガイドラインに基づき変更	×	◎		◎		◎	◎	◎	設計変更が基準を満たす工事で実施	◎		
宇和島市			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		×	◎		◎	×	◎	◎	◎	◎	◎		
八幡浜市			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		×	◎	実施基準等は定めているが近年の実績はない。	◎	×	◎	◎	×	◎	◎		
新居浜市			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		×	◎		◎	×	◎	◎	×	◎	◎		
西条市			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎	ガイドラインを策定し、適切な設計変更の実施に努めている。設計図書への明示は検討中。市HPに掲載し公表済み。	△	◎	導入済み	◎	◎	◎	◎	×	◎	◎		
大洲市			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		×	◎		◎	×	◎	◎	◎	設計変更が基準額を超える工事で実施	△	一部工事で実施している	
伊予市			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		◎	◎	県要領を準用し、R5.11からICT活用工事を発注	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
四国中央市			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		×	△		◎	◎	◎	◎	◎	設計変更について受注者と協議する場を必要に応じて設けている	◎	R5年度より実施	
西予市			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			×	本年度策定に取り組む	×	◎		◎	◎	◎	×	×	◎	◎	×	
東温市			◎	指名競争入札は事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎	ガイドライン策定済みだが、設計図書への明示は行っていない。	×	◎		◎	◎	×	◎	◎	設計変更協議会として必要に応じ実施	◎		
上島町			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		×	◎		◎	◎	◎	◎	◎	対象条件が無かったが、実施出来る体制は整っている	◎		
久万高原町			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎	令和4年6月より運用開始	×	◎		◎	◎	◎	◎	◎	設計変更について受注者と協議する場を必要に応じて設けている	◎		
松前町			◎	事後公表			◎		×	◎		◎	◎	◎	◎	◎	設計変更の妥当性等について受注者と協議する場を必要に応じて設けている	◎		
砥部町			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		×	◎	基準は定めているが近年実績は無し。	◎	◎	×	◎	◎	設計変更の妥当性等について受注者と協議する場を必要に応じて設けている	◎		
内子町			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		×	◎		◎	×	◎	◎	×	◎	◎		
伊方町			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		×	◎		◎	×	◎	◎	×	◎	◎	×	
松野町			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			◎		×	△	基準は定めている。	◎	×	◎	◎	×	◎	◎		
鬼北町			◎	事前公表だが警告がないよう適切に取り扱っている。			×		×	◎		◎	×	◎	◎	×	◎	◎		

愛南町			◎	事前公表だが弊害がないよう適切に取り扱っている。			◎		×		◎		◎		×		◎	◎	設計変更の妥当性等について要注者と協議する場を必要に応じて設けている		◎			
-----	--	--	---	--------------------------	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	---	------------------------------------	--	---	--	--	--